

兵庫県公報

令和7年9月9日 火曜日 第650号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	1
告 示	
○ 指定公金事務取扱者の指定（税務課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出（同）	5
○ 救急病院の認定（医務課）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	6
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（上下水道課）	7
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	7
公 告	
○ 入札公告（法務文書課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12
○ 同 上（東播磨県民局）	12
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	12
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第38号）

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付に係る債権についての保全及び取立てに関する事務を委託していた法人の解散に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

兵庫県規則第38号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。
第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条中「又は兵庫県森林組合連合会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第840号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	株式会社電算システム
住所又は事務所の所在地	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
収 納 を 委 託 し た 歳 入	県税徴収金
指 定 し た 日	令和7年8月12日
委 託 し た 日	令和7年8月12日

兵庫県告示第841号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
芦屋もの忘れと心の診療所	芦屋市西山町12－3	令和7年8月1日
ニューロン薬局 芦屋店	同 市翠ヶ丘町2－8 パールコート翠ヶ丘102号	同 年7月1日
D r . c o m i n g 伊丹クリニック	伊丹市南本町7－1－15エクセル新伊丹1階	同
木下歯科	同 市稲野町6－86	同
ハートンベア薬局 アピア店	宝塚市逆瀬川1－2－1 アピア1－4 F	同
つながりの森ホームケアクリニック	川西市中央町13－19	令和7年8月1日
スミスクリニック	同 市火打1－7－13 ベストハウスキセラ5階	同 年7月1日
とまり木薬局	同 市美園町1－3－105A	同 年8月1日

川西ライフケア訪問看護ステーション	同 市緑台4―3―41	同 年6月1日
well-being 黒瀬歯科クリニック	三田市駅前町2―1 キッピーモール5F	同 年7月1日
くぼ薬局	丹波市氷上町成松252	同
医療法人ホッとクリニック とし内科 太子本院	揖保郡太子町東南344―6	同
ぽかぽか在宅ケアクリニック	美方郡新温泉町浜坂462―3	令和7年8月1日



兵庫県告示第842号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
あしやスマイル歯科・矯正歯科	芦屋市業平町 6—16—1
木下歯科	伊丹市稲野町 6—86
藤澤歯科	宝塚市川面 5—1—3 ホワイトストーンギャラリー 2 階
ハートンベア薬局アピア店	同 市逆瀬川 1—2—1 アピア 1—4 F
医療法人セント スミスクリニック	川西市火打 1—7—13 ベストハウスキセラ 5 階
黒瀬歯科クリニック	三田市駅前町 2—1 キッピーモール 5 F
訪問看護ステーション やまぼうし	同 市下深田字菊ヶ谷 36—36
たに調剤薬局 氷上店	丹波市氷上町成松 252
石塚薬局	多可郡多可町中区鍛冶屋 236—5
とし内科	揖保郡太子町東南 344—6

2 名称等の変更の届出があつた指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
医療法人社団星晶会 愛正すまいるクリニック	伊丹市中野北3—8—14	名 称
訪問看護リハビリステーション シェアリは	同 市中野東1—363 内山ビル301	所 在 地
おりたクリニック	加西市北条町古坂6—17	同 上

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
森田医院	加古川市西神吉町岸152—9

~~~~~

## 兵庫県告示第843号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 指定介護機関

| 名 称             | 所在地                  | 開設者                   | 開設者所在地      | 指定年月日     |
|-----------------|----------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| むらまつ歯科<br>クリニック | 芦屋市呉川町11—22          | 医療法人社団むらまつ<br>歯科クリニック | 芦屋市呉川町11—22 | 令和7年7月22日 |
| ライフ調剤薬<br>局 駅前店 | 高砂市神爪1—1—<br>20—101号 | 有限会社メディカル<br>ライフ      | 高砂市神爪2—2—6  | 同 年8月1日   |

~~~~~

兵庫県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ケアオフィスリブレ	伊丹市荻野1—28— 3 イーストソレイユ 荻野Ⅱ102号	株式会社M a . L i b r e	川西市見野1—16— 16—3	所在地
エヴァ訪問介護ステーション	伊丹市中野西1— 7—5	株式会社ラフラ	尼崎市大庄西町1— 19—4	同 上
シェアりはケアプランセンター	伊丹市中野東1— 363 内山ビル302	シェア・リハーブ 株式会社	伊丹市昆陽池1—37— 10	同 上
訪問看護リハビリステーションシェアりは	同 市中野東1— 363 内山ビル301	同 上	同 上	同 上
あさひ居宅介護支援事業所	西脇市西脇1107	ナイトウメディックス株式会社	加西市三口町1257— 3	同 上

あさひサポートセンター	同 上	同 上	同 上	同 上
ナイトウメディックス株式会社ヘルパーステーションあさひ	同 上	同 上	同 上	同 上
淡路市社会福祉協議会福祉用具レンタル事業所	淡路市浅野南 2—40	社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	淡路市志筑新島 5—1	同 上
パーソナルケア白雲	揖保郡太子町立岡 274—14	株式会社ベストスタッフ	姫路市網干区和久 510—2	事業所名称、所在地

2 廃止の届出があつた指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問看護ステーション やまぼうし	三田市下深田菊ヶ谷36— 36	社会福祉法人きらくえん	尼崎市長洲西通 2—8 —3

兵庫県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
宮崎 正康	伊丹市平松 5—1—17—101	令和 7 年 7 月 1 日
岡脇 理	宝塚市末成町16—3	同

兵庫県告示第846号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更の届出があった。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

施術所等の変更の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所	施術所の所在地	変更内容
谷口 芳正	風 訪問マッサージ鍼灸院	丹波篠山市東木之部162	施術所

兵庫県告示第847号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつ

た次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 川西市立総合医療センター
 所在地 川西市火打1丁目4番1号
 認定年月日 令和7年9月1日
 認定の有効期限 令和10年8月31日

~~~~~

#### 兵庫県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |    |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>加古川三田線 | 加古川市上荘町国包字町並168番1から<br>同 市八幡町宗佐字上畑676番1まで | 旧  | 4.0から<br>40.0まで  | 1,100.0      |    |
|              | 加古川市八幡町宗佐字内町173番1から<br>同 市八幡町宗佐字上畑676番1まで | 新  | 16.0から<br>44.0まで | 297.0        |    |

~~~~~

兵庫県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月9日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市八幡町宗佐字内町173番1から 同 市八幡町宗佐字出合1020番1まで	新	7.0から 44.0まで	1,544.0	

~~~~~

#### 兵庫県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月9日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年9月9日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                 |              |    |
|--------------|-------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宗佐土山線  | 加古川市八幡町宗佐字出合1021番5から<br>同市八幡町宗佐字内町173番1まで | 旧  | 7.0から<br>35.0まで | 1,549.0      |    |

~~~~~

兵庫県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
上郡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画下水道事業 上郡町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成5年1月19日から令和11年3月31日まで
変更後 平成5年1月19日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成5年兵庫県告示第93号の事業地のうち、大字高田台四丁目を削除する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

~~~~~

## 兵庫県告示第852号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                               | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 第R06淡路位置<br>0007号 | 7.8.26           | 洲本市上物部字鳥啄93番1の一部、93番2の一部、97番1の一部 | 6.00         | 74.15        |

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称

外部委託による公文書の電子化業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 応募方法

単独企業によるものとする。

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書及び入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館12階

兵庫県総務部法務文書課

電話（078）341-7711 内線72364

(2) 申込書の提出期間

令和7年9月10日（水）から同月24日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年9月9日（火）から同月24日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年10月21日（火）午前10時30分 兵庫県庁別館1階B会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年10月20日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年10月17日（金）正午までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、本業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合等財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年11月4日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the required service:

Digitization of public records

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 24, 2025

(4) Deadline for tender:

10:30 October 21, by direct delivery

17:00 October 20, by mail

- (5) Office to contact concerning the notice:  
Documents & Legal Affairs Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 72364



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオン洲本ショッピングセンター  
 所在地 洲本市塩屋一丁目1番8号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 大 山 一 也
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 井 出 武 美  
 愛眼株式会社 大阪市天王寺区大道四丁目9番12号 下 條 三千夫  
 株式会社キタムラ 高知市本町四丁目1番16号 浜 田 宏 幸  
 外21者
- (2) 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 古 澤 康 之  
 愛眼株式会社 大阪市天王寺区大道四丁目9番12号 佐 々 昌 俊  
 株式会社キタムラ 高知市本町四丁目1番16号 柳 沢 啓  
 外15者
- 4 変更年月日  
 令和7年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
 令和7年8月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 (2) 縦覧期間  
 令和7年9月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
 令和8年1月9日  
 (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンモール加西北条

所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	大山 一也
外1者		

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	上野 善紀
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	松田 裕史
外33者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	佐野 財丈
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	平川 雅隆
外34者		

4 変更年月日

令和7年7月11日ほか

5 届出年月日

令和7年8月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年9月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年1月9日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年9月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市浜芦屋町24番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
川西市小花一丁目21番14号  
ダイイチファイナンシャルグループ住宅販売有限公司 代表取締役 米 花 和 幸
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年8月28日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-4-2号（5芦屋）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年9月9日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町南大中三丁目151番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町二俣683番地の3  
株式会社ベアーズリアルエステート 代表取締役 宅 間 崇 了
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年3月3日  
兵庫県指令東播（加十）（建）第1－32号（6播磨）

病 院 局 公 告

## 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和7年9月9日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野 口 眞三郎

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）業務用スマートフォン（賃貸借）、システム構築 各一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）業務用スマートフォン調達（賃貸借）及びシステム構築にかかる公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和8年6月30日（火）
  - (4) 履行場所  
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称） 西宮市津門大塚町11番62号
- 2 参加資格
  - (1) 日本国内において、過去5年以内に一般病床300床以上の高度急性期又は急性期医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を3件以上有する者であること。

※共同提案の場合は共同提案企業全体で上記要件を満たすことで差し支えない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）
  - ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
    - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(イ)に該当する者
  - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
  - ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びイのいずれかに該当する者

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒662-0918 西宮市六湛寺町13番9号  
兵庫県立西宮病院 総務部医事企画課  
電話(0798)34-5151（代表）  
FAX(0798)23-4594

#### (2) 募集要項の配布

##### ア 配布期間

令和7年9月9日（火）から同月17日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

#### (3) 参加表明書

##### ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

令和7年9月12日（金）から同月29日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年9月29日（月）必着とする。

##### ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

#### (4) 質問及び回答

##### ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要項配布の際に伝える。

##### イ 受付期間

令和7年9月18日（木）から同月26日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年9月26日（金）必着とする。

##### ウ 質問回答期間

令和7年9月29日（月）から10月3日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例

第15号) 第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の期間内に、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年9月24日(水)から10月7日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年10月7日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要項に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)業務用スマートフォン調達(賃貸借)及びシステム構築にかかる公募型プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)業務用スマートフォン調達(賃貸借)及びシステム構築」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for acquisition of smartphones for medical use

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00 am to 4:00 pm every weekday from Wednesday, September 24 through Tuesday, October 7, 2025

(4) Contact point for the notice:

Medical Professions Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital,

13-9, Rokutanji-cho, Nishinomiya-shi, Hyogo 662-0918

TEL (0798)34-5151

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第183号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月9日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

#### 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

#### 2 実施日時

- (1) 1級  
令和7年10月10日（金）午前9時から正午まで
- (2) 2級  
令和7年10月10日（金）午後2時から午後5時まで

#### 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目1番16号  
兵庫県警察本部第二庁舎B102会議室

#### 4 審査対象者

- (1) 1級  
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (2) 2級  
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

#### 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事して

おり、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

### (1) 受付期間

令和7年9月16日（火）から同月26日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

### (2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

### (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

### (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所の所在地を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

### (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

## 7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

## 8 手数料

手数料は、1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付するものとする。

なお、受付後の審査手数料は、返還しない。

## 9 携行品

筆記用具

## 10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話（078）341-7441 内線3425